

18 関係相続人等による申請書等の閲覧



申請書等の閲覧

次に掲げる者は、申請等をした**遺言者が死亡している場合**において、**特別の事由があるとき**は、当該申請等がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該申請等に係る**申請書等の閲覧の請求をすることができます**（政令第10条第3項）。

「申請書等」には、遺言者の住所等の変更の届出を含みます。

- 1 当該遺言者の相続人
- 2 関係相続人等（前号に掲げる者を除く。）
- 3 当該申請等に係る申請書又は届出書に記載されている法第4条第4項第3号イ又はロに掲げる者（前2号に掲げる者を除く。）



言い換えると、閲覧する申請書等に記載されている受遺者又は遺言執行者となります。



撤回書等の閲覧

次に掲げる者は、法第8条第1項の撤回をした**遺言者が死亡している場合**において**特別の事由があるとき**は、当該撤回がされた遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該撤回に係る**撤回書等の閲覧の請求をすることができます**（政令第10条第4項）。

- 1 当該遺言者の相続人
- 2 当該撤回がされた申請に係る遺言書に記載されていた法第4条第4項第3号イ又はロに掲げる者（前号に掲げる者を除く。）



言い換えると、撤回された遺言書に記載されていた受遺者又は遺言執行者となります。

18 関係相続人等による申請書等の閲覧



遺言書保管官による本人確認

任意代理人
不可

申請書等及び撤回書等の閲覧について、遺言書保管官は、省令第13条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して、閲覧をさせなければなりません（省令第51条、第39条、第13条）。

遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。



関係相続人等による申請書等の閲覧の方法

申請書等及び撤回書等の閲覧は、遺言書保管官又はその指定する**職員の面前**でさせることとなっています（省令第51条、第39条、第22条）。

18 関係相続人等による申請書等の閲覧



請求書・書類の提出

次に掲げる請求をしようとする者は、その旨を記載した請求書及び書類を添付して遺言書保管官に提出しなければなりません（政令第10条第5項、省令第49条）。

- ◆ 関係相続人等による申請書等の閲覧請求（政令第10条第3項）
- ◆ 関係相続人等による撤回書等の閲覧請求（政令第10条第4項）



請求書の提出

様式は次ページ参照

請求書には、次に掲げる事項を記載しなければなりません(省令第49条(別記第11号様式))。

省令第49条第2項、第33条第2項(第5号及び第6号を除く。)

- 1 請求人の資格、氏名又は名称、出生の年月日又は会社法人等番号及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名
- 2 法定代理人によって請求するときは、当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 3 請求人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先
- 4 遺言者の氏名、出生の年月日、最後の住所、本籍（外国人にあつては、国籍）及び死亡の年月日
- 5 手数料の額
- 6 請求の年月日
- 7 遺言書保管所の表示
- 8 閲覧を請求する申請書等又は撤回書等
- 9 特別の事由

18 関係相続人等による申請書等の閲覧



請求書様式 (関係相続人等用)

別記第1号様式

別記第1号様式 (第49条第1項関係) 請求年月日 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

請求先の運営者保持所の名称 (地方) 法務局

申請書等の閲覧の請求書(関係相続人等用)
【請求人欄】請求人の氏名、住所等を記入してください。また、国籍する国にはし印を記入してください。

請求人の資格 1:相続人/2:相続人以外

請求人の氏名 姓 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○
名 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

請求人の出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

請求人の会社法人等番号 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

請求人の住所 〒 ○○ ○○ - ○○ ○○

請求人又は法定代理人の電話番号 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

請求人又は法定代理人の署名又は記名押印

備考欄

7101 1/2ページ

【請求対象の申請書等欄】対象となる申請書等に係る運営者の保管番号等を記入してください。また、該当する国にはし印を記入してください。

運営者の氏名 姓 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○
名 ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○ ○○

運営者の出生年月日 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

運営者の住所 〒 ○○ ○○ - ○○ ○○

運営者の本籍 市区町村 ○○ ○○ 区 ○○ 丁目 ○○ 番 ○○ 号

運営者の国籍 国籍 ○○ 地区 ○○

運営者の死亡年月日 令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

運営者保持所の名称 (地方) 法務局

運営者の保管番号

請求対象の申請書等・届出書等・撤回書等の種類 保管申請書等 変更届出書等 撤回書等

閲覧を請求する種類の事由

手数料の額 ○○ 円

7102 2/2ページ

保管申請書等、変更届出書等、撤回書等の選択をします。

18 関係相続人等による申請書等の閲覧



添付書類

請求書には、**次に掲げる書類を添付**しなければなりません（政令第10条第5項，省令第50条，第44条）。

1 遺言者が死亡したことを証明する書類

2 請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）

3 請求人が法第9条第1項第1号（遺言者の相続人）に規定する相続人として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類

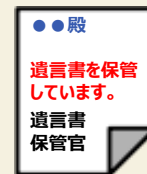
4 請求人が法第9条第1項第2号（受遺者等又は遺言執行者等）に規定する相続人として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類

5 請求人が法人であるときは、代表者の資格を証明する書類で作成後3月以内のもの

6 法定代理人によって請求するときは、戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後3月以内のもの

◆請求人が以下に掲げる書類のいずれかを添付した場合，省令第44条第1項第1号の書類（上記赤字部分）につき添付を要しません（省令第44条第2項）。

- ・法第9条第5項の通知の写し
- ・政令第9条第4項の通知の写し
- ・省令第48条第1項の通知の写し



手数料の納付

政令で定める額の手数料金 **1,700円**（収入印紙）を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません（政令第10条第7項，法第12条第1項第2号，省令第52条，別記第12号様式）。